

宝塚市マネジメント方針 2016

平成28年度 戦略計画（重点取組方針）

1 第5次総合計画に掲げる将来都市像

市民の力が輝く 共生のまち 宝塚
～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～

2 後期基本計画に掲げる7つの重点目標

＜計画の推進に向けて＞

- (1) 市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充
- (2) 行政マネジメントシステムの機能強化と効果的運用

＜施策展開において＞

- (3) まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）
- (4) 子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり
- (5) すべての市民が、安心を実感できるまちづくり
- (6) 環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり
- (7) 超高齢社会に対応したまちづくり

3 重点目標に向けた平成28年度（2016年度）の取組

第5次総合計画の後期基本計画案では、上記の7つの重点目標を掲げており、この目標の達成をめざして重点的に取り組む項目を、38の各施策の中に「◎重点的な取組」として明示しています。

この重点的な取組の推進にあたり、社会経済情勢や市民ニーズ、施策評価、行政評価委員会の評価結果等をふまえ、平成28年度（2016年度）においては、下記の項目を特に優先して取り組むこととします。

そして、各部局においても、社会経済情勢や市民ニーズ、施策評価、行政評価委員会の評価結果等をふまえ、下記の内容を基本として、具体的な事業展開を検討し、部局ごとに戦略計画（重点取組）を取りまとめ、実施計画や予算に反映し、効果的に事業を推進します。

＜計画の推進に向けて＞

(1) 市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充

- ア 市民自治
 - ◆市民自治の基盤となる地域自治の確立をめざします
- イ 市民と行政の協働
 - ◆「協働の指針」の周知及び活用を図るとともに、協働をさらに推進します
 - ◆様々な施策や事業について、協働型の事業を推進します
- ウ 開かれた市政
 - ◆市民から幅広く、多くの意見を聴き、市政運営に生かします
- エ 社会教育
 - ◆学んだ成果を地域社会で生かすことができるよう、人材育成と仕組みづくりを進めます
- オ 緑化・公園
 - ◆協働による地域のコミュニティ活動の場としての公園づくりを推進します

(2) 行政マネジメントシステムの機能強化と効果的運用

- ア 情報化
 - ◆情報セキュリティを強化するとともに、ICTのさらなる利用を推進します
- イ 行財政運営
 - ◆持続可能な財政基盤の確立をめざし、健全な財政運営を推進します
 - ◆協働型の行政運営を推進するため、機能的で連携のとれた組織体制を整備します

<施策展開において>

(3) まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）

- ア 土地利用
 - ◆南部地域においては、多様な都市機能を集約したコンパクトシティの形成をめざします
 - ◆北部地域においては、緑豊かな農村集落の環境を守り、地域の活力の維持・増進をめざします
- イ 市街地・北部整備
 - ◆北部地域の活性化に向けた基盤整備、地域資源の活用や交流・連携により地域の魅力を高めます
- ウ 都市景観
 - ◆景観ビジョン（景観計画）に基づいた取組を展開し、「宝塚らしい景観」の魅力を高めます
- エ 観光
 - ◆観光資源の活性化を図り、まちの魅力を高めます
 - ◆国内外からの観光客に優しいまちづくりを推進します
- オ 商業・サービス業・工業
 - ◆起業家、やる気のある事業者に対する支援を強化します
 - ◆地域資源を生かして宝塚ブランドの創造・発信に取り組みます
- カ 農業
 - ◆農産物の生産量増加と消費拡大を図ります
- キ 文化・国際交流
 - ◆宝塚市文化財団や文化団体と連携し、総合的に文化施策を展開します

(4) 子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり

- ア 健康
 - ◆安心して子どもを産み、育てることができるよう支援する仕組みを充実します
- イ 児童福祉
 - ◆子育てと仕事の両立支援を推進します
- ウ 青少年育成
 - ◆青少年を守り育てる環境づくりを地域ぐるみで進めます
- エ 学校教育
 - ◆心身ともに健やかで、思いやりがあり、ことばを大切にされた感性豊かな子どもを育てます
 - ◆安全安心な学校園の整備を推進するとともに、時代に応じた教育環境づくりに努めます

(5) すべての市民が、安心を実感できるまちづくり

- ア 危機管理
 - ◆危機管理施設の充実を図ります
- イ 防災・消防
 - ◆防災体制の充実、地域の防災力向上により、防災、減災対策を図ります
 - ◆救急救助体制、防火体制の充実を図り、消防力を強化します
 - ◆被災地の復興に向けた継続的な支援を行います
 - ◆被災者の生活再建のため、物心両面での支援を行います
- ウ 防犯・交通安全
 - ◆防犯意識の啓発、市民と行政との連携による防犯活動を推進します
 - ◆交通安全意識の啓発、安全施設の整備を推進します
- エ 住宅・住環境
 - ◆住まいを適正に維持管理し、良質な住宅ストックを活用したまちづくりを推進します
- オ 道路・交通
 - ◆道路網の総合的な検証を行い、主要道路網整備に関する基本構想を早急にとりまとめます
 - ◆公共交通の利便性向上を図ります
- カ 河川・水辺空間
 - ◆総合治水の観点から、河川の改修や雨水路の整備などを推進します
- キ 上下水道
 - ◆安全でおいしい水の安定供給を図るため、良好な水源確保や施設の耐震化などを進めます
- ク 地域福祉
 - ◆地域福祉の基盤となるネットワークづくりと地域社会づくりを推進します

- ケ 保健・医療
 - ◆市立病院の経営の安定化を図るとともに、地域安全・安心な医療を提供します
- コ 障がい者福祉
 - ◆社会参加の実現、権利擁護の推進により、尊厳を持って暮らせる地域に社会をめざします
- カ 社会保障
 - ◆自立をめざして、適切な支援が確実にいえるよう「セーフティネット」としての機能を高めます
 - ◆国民健康保険事業や福祉医療費助成事業の健全な運営に努めます
- ク 人権・同和
 - ◆人権問題の解決を図り、人権が尊重・保障される明るく住みよい地域社会の実現をめざします
- ク 男女共同参画
 - ◆男女共同参画社会の実現をめざし、すべての施策について男女共同参画の視点に立って推進します
- セ 消費生活
 - ◆市民力を生かし「豊かな消費生活」や「自立した消費者」をめざした消費者教育や啓発を推進します

(6) 環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり

- ア 環境保全
 - ◆地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量の削減を図ります
- イ 循環型社会
 - ◆安全で効率的なごみ処理をめざします
- ウ 都市美化・環境衛生
 - ◆市民と連携・協力した取組を展開し、都市美化を推進します

(7) 超高齢社会に対応したまちづくり

- ア 健康
 - ◆地域の健康づくり活動や介護予防活動を推進します
- イ 高齢者福祉
 - ◆住み慣れた地域で、元気で安心して暮らすことができるための体制を構築します
- ウ 雇用・勤労者福祉
 - ◆高齢者の就業機会の拡充に努めます

4 行財政改革の取り組み

平成23年7月25日に策定した行財政運営に関する指針に基づき、同アクションプランに掲げる項目について、関係部局が責任を持って、進捗状況や成果を検証し、進行管理を行い、着実な進捗を図ります。

<指針の体系>

1 最適な公共サービスの追求	(1) 市民参画と協働による行財政運営の推進 (2) 効果的で効率的な公共サービスの提供 (3) 公的施設のあり方の検討及び市有財産の活用 (4) 行政マネジメントシステムの機能強化
2 質の高い行政運営の推進	(1) 職員力の向上 (2) 機能的な組織づくり (3) 定員・給与の適正化 (4) ICT（情報通信技術）の活用及び環境への配慮
3 健全な財政運営の推進	(1) 財政健全化 (2) 地方公営企業の経営健全化 (3) 外郭団体等の経営健全化

※行財政運営に関する指針及び行財政運営アクションプランは、平成27年度（2015年度）に改定します。